

記入例

徴収猶予（期間延長）申請書

宛先 高槻市長

令和 3 年 4 月 1 日

1

住所

所在地 高槻市桃園町2番1号

氏名

名称 高槻 太郎

印

※自署の場合は押印の省略可

電話

072-674-0000

携帯

090-0000-△△△△

下記の理由により、徴収猶予（期間延長）の承認を受けたいので申請します。

2

猶予該当事実の
詳細

地方税法第15条第1項第5号（第5号の場合、第4号類似）

地方税法第15条第2項

備考：

3

一時に納付（納
入）することが
できない事情の
詳細

〇〇の販売店を営んでいるが、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少し、納税資金を
捻出することが困難である。

4

納付（納入）
すべき市税

年度	税目	通知書番号	期別	税額	延滞金額	納期限	備考
R2	固定資産税	12345678	1	100,000	要す	R2.6.1	
	"	"	2	100,000		R2.7.31	
	"	"	3	100,000		R2.9.30	
	"	"	4	100,000		R2.12.25	
R2	市府民税	0123456789	1	150,000		R2.6.30	
	"	"	2	150,000		R2.8.31	
	"	"	3	150,000		R2.11.2	
	"	"	4	150,000		R3.2.1	
合計				1,000,000			

①アとイの合計

1,000,000

②現在納付可能資金額※

400,000

③猶予を受けようとする金額（①-②）

600,000

8

猶予期間

令和 3 年 4 月 1 日 から 令和 4 年 3 月 31 日 まで

※猶予期間の開始日は、申請年月日と同じ日を記入

9

納付（納入）
計画

回数	納付期日	金額（円）	回数	納付期日	金額（円）
別紙「財産収支状況書の(B)及び(C)」または「収支の明細書の(C)及び(D)」の通り					

10

担保

有
 無

担保財産の詳細又は提供できない特別の事情

税理士
署名

電話番号

税理士法第30条の書面提出有

徴収猶予(期間延長)申請書の記入方法

- 1** 納税義務者の「住所・所在地」・「氏名・名称」・「電話番号」を記入してください。
日中連絡がつく電話番号を記入してください。記載内容について詳細をお伺いする場合や、書類に不備があった場合は当市から連絡する場合があります。
- 2** 「猶予該当事実の詳細」
災害等により納付困難となった場合の徴収猶予を申請する場合には、猶予該当事実の詳細を記入します。
なお、本来の納期限から1年を経過した後に納付すべき市税が確定した場合の徴収猶予を申請する場合には記入する必要はありません。
該当条項は以下のとおりです。
<地方税法第15条第1項>
第1号：災害により財産に相当な損失が生じた場合
第2号：本人又は生計を一にする親族が病気にかかった場合
第3号：事業を廃止し、または休止した場合
第4号：事業に著しい損失を受けた場合
第5号：第1号から第4号に類する事実がある場合
- 3** 「一時に納付（納入）することができない事情の詳細」
猶予該当事実があったことにより、納税者が資金を支出し、又は損失を受け、その支出又は損失があることが一時に納付することができない原因になっている事情の詳細を具体的に記入します。
- 4** 「納付（納入）すべき市税」
お持ちの納税通知書をご確認のうえ、未納となっている市税（年度・税目・通知書番号・期別・税額・納期限等）を記入してください。
- 5** 「①アとイの合計」
「納付（納入）すべき市税」のアとイを合計した金額を記入します。
- 6** 「②現在納付可能資金額」
【猶予を受けようとする金額が100万円以下の場合】
「財産収支状況書」の「2 現在納付可能資金額(A)」欄から転記します。
【猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合】
「財産目録」の「4 現在納付可能資金額(D)」欄から転記します。
- 7** 「③猶予を受けようとする金額」
「①アとイの合計」から「②現在納付可能資金額」を差し引いた金額を記入します。
- 8** 「猶予期間」
この欄には、「猶予期間の開始日」※から「納付計画の最終日」及びその期間を記入します。
※「猶予期間の開始日」とは、通常は申請書を提出する日ですが、次のような場合はそれぞれの日となります。
(1)申請書を提出する日が猶予を受けようとする市税の法定納期限以前である場合には、法定納期限の翌日が「猶予期間の開始日」となります。
(2)災害等のやむを得ない理由により、申請書を提出できなかった場合には、申請書を提出した日にかかわらず、猶予該当事実が生じた日とすることができます。
- 9** 「納付（納入）計画」
【猶予を受けようとする金額が100万円以下の場合】
「財産収支状況書」の「4 分割納付計画」欄の「納付年月日(B)」及び「分割納付金額(C)」のとおりとします。
【猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合】
「収支の明細書」の「7 分割納付年月日及び分割納付金額」欄の「納付年月日(C)」及び「⑤分割納付

金額(D)」のとおりとします。

10

「担保」

猶予を受けるにあたり、担保を提供する必要がある場合には、担保として提供するものについて記入します。ただし、次の(1)～(3)のいずれかに該当する場合には、担保を提供する必要はありません。

- (1) 猶予を受ける金額（未確定の延滞金を含みます）が100万円以下である場合
- (2) 猶予を受ける期間が3ヶ月以内である場合
- (3) 担保を提供できない特別の事情（地方税法により担保として提供できることとされている種類の財産（※）がないなど）がある場合

※担保として提供できる財産の種類

- (1) 国債および地方債
- (2) 社債その他の有価証券で市長が確実と認めるもの
- (3) 土地
- (4) 建物、立木及び登記・登録される船舶、飛行機、回転翼航空機、自動車、建設機械で保険に附したもの
- (5) 鉄道財団等の財団
- (6) 市長が確実と認める保証人の保証